

雇用保険法施行規則及び建設 労働者の雇用の改善等に関する 法律施行規則の一部を改正する 省令案

大

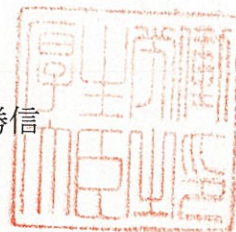
厚生労働省発職 0327 第1号

平成 30 年 3 月 27 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

別紙

雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要

綱

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 労働移動支援助成金制度の改正

(一) 人材育成支援コース奨励金及び移籍人材育成支援コース奨励金を廃止すること。

(二) 再就職支援コース奨励金制度の改正

再就職支援コース奨励金について、職業紹介事業者に再就職援助計画の対象者等の再就職に係る支援を委託した事業主に対する再就職に係る再就職援助計画の対象者等に対する再就職に係る支援を委託した時の助成を廃止すること。

(三) 早期雇入れ支援コース奨励金制度の改正

イ 再就職援助計画の対象者等を早期に期間の定めのない労働者として雇い入れたものとして早期雇入れ支援コース奨励金の支給を受けた事業主が、当該雇入れに係る者に訓練を実施した場合、早期雇入れ支援コース奨励金の支給額を、対象者一人につき次のとおり加算するものとする。

(イ) 当該訓練に要した経費等の合計額（三十万円）（職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに

係る者に対する訓練については、四十万円）を上限とする。）

(ロ) 当該訓練（座学等に限る。）期間中に支払った賃金額の算定の基礎となった労働時間数（当該

雇入れに係る者一人につき、六百時間を限度とする。）に九百円（職業安定局長が定める条件に
該当する雇入れに係る者に対する訓練については、千円）を乗じて得た額

(ハ) 当該訓練（座学等を除く。）の実施時間数（当該雇入れに係る者一人につき、三百四十時間を
限度とする。）に八百円（職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る者に対する訓練に
ついては、九百円）を乗じて得た額

ロ イの職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る者に対する訓練のうち、当該雇入れに係
る者に係る最初の賃金支払日から起算して十二箇月を経過する日の属する月に、職業安定局長が定
める目標を達成した場合の助成額を次のとおり支給するものとする。

(イ) 当該訓練に要した経費等の合計額（五十万円を上限とする。）

(ロ) 当該訓練（座学等に限る。）期間中に支払った賃金の額の算定の基礎となった労働時間数（当
該雇入れに係る者一人につき、六百時間を限度とする。）に千百円を乗じて得た額

(ハ) 当該訓練（座学等を除く。）の実施時間数（当該雇入れに係る者一人につき、三百四十時間を限度とする。）に千円を乗じて得た額

(四) 中途採用拡大コース奨励金制度の改正

イ 中途採用拡大コース奨励金について、事業所の労働生産性の向上に資するものとして職業安定局長、雇用環境・均等局長及び人材開発統括官が定める要件（以下「生産性要件」という。）を支給要件から除外するものとする。

ロ イの支給を受け、かつ、生産性要件に該当する場合は、次に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額を追加して支給するものとする。

- (イ) 中途採用率に係る目標を達成した事業主 二十五万円
- (ロ) 四十五歳以上の者を初めて中途採用により雇い入れた事業主 三十万円

二 六十五歳超雇用推進助成金制度の改正

(一) 六十五歳への定年引上げ等の措置を講じ、かつ、作業施設の改善その他の諸条件の整備を図るための業務を担当する者の選任に加え、雇用する高年齢者に配慮した措置を行った事業主に対し、次のと

おり支給するものとする。

イ 六十五歳への定年引上げの措置を講じた事業主

(イ) 措置を講じた事業主に一年以上継続して雇用されている六十歳以上の被保険者（以下「対象被保険者」という。）が二人以下の事業主 十五万円（引き上げた定年の年数が五年未満の事業主の場合は十万円）

(ロ) 対象被保険者が三人以上九人以下の事業主 百万円（引き上げた定年の年数が五年未満の事業主の場合は二十五万円）

(ハ) 対象被保険者が十人以上の事業主 百五十万円（引き上げた定年の年数が五年未満の事業主の場合は三十万円）

ロ 六十六歳以上までの定年の引上げ又は定年の定め廃止の措置を講じた事業主

(イ) 対象被保険者が二人以下の事業主 二十万円（定年を引き上げた事業主のうち引き上げた定年の年数が五年未満の事業主の場合は十五万円）

(ロ) 対象被保険者が三人以上九人以下の事業主 百二十万円（定年を引き上げた事業主のうち引き

上げた定年の年数が五年未満の事業主の場合は三十万円)

(ハ) 対象被保険者が十人以上の事業主 百六十万円 (定年を引き上げた事業主のうち引き上げた定

年の年数が五年未満の事業主の場合は三十五万円)

ハ 六十六歳以上七十歳未満の年齢までの継続雇用制度の導入の措置を講じた事業主

(イ) 対象被保険者が二人以下の事業主 十万円 (ハの措置を講じる前の定年又は継続雇用制度にお

いて設定した年齢の上限のいずれか高い年齢から、当該措置を講じた後の継続雇用制度において

設定した年齢の上限までの年数が四年未満の事業主の場合は五万円)

(ロ) 対象被保険者が三人以上九人以下の事業主 六十万円 (ハの措置を講じる前の定年又は継続雇

用制度において設定した年齢の上限のいずれか高い年齢から、当該措置を講じた後の継続雇用制

度において設定した年齢の上限までの年数が四年未満の事業主の場合は十五万円)

(ハ) 対象被保険者が十人以上の事業主 八十万円 (ハの措置を講じる前の定年又は継続雇用制度に

おいて設定した年齢の上限のいずれか高い年齢から、当該措置を講じた後の継続雇用制度におい

て設定した年齢の上限までの年数が四年未満の事業主の場合は二十万円)

ニ 七十歳以上の年齢までの継続雇用制度の導入の措置を講じた事業主

(イ) 対象被保険者が二人以下の事業主 十五万円（ニの措置を講じる前の定年又は継続雇用制度に

おいて設定した年齢の上限のいずれか高い年齢から、当該措置を講じた後の継続雇用制度において設定した年齢の上限までの年数が五年未満の事業主の場合は十万円）

(ロ) 対象被保険者が三人以上九人以下の事業主 八十万円（ニの措置を講じる前の定年又は継続雇

用制度において設定した年齢の上限のいずれか高い年齢から、当該措置を講じた後の継続雇用制度において設定した年齢の上限までの年数が五年未満の事業主の場合は二十万円）

(ハ) 対象被保険者が十人以上の事業主 百万円（ニの措置を講じる前の定年又は継続雇用制度にお

いて設定した年齢の上限のいずれか高い年齢から、当該措置を講じた後の継続雇用制度において設定した年齢の上限までの年数が五年未満の事業主の場合は二十五万円）

(二) 作業環境の改善又は雇用管理制度の整備等の雇用環境整備の措置を講じた事業主に対する支給につ

いて、当該措置の実施状況及び当該雇用環境整備計画の期間の末日の翌日から起算して六箇月を経過する日までの間における当該措置の実施後の状況を明らかにする書類を整備している事業主であるこ

とを要件とするものとする。

三 トライアル雇用助成金制度の改正

- (一) 精神障害者を試行的に雇用する事業主への障害者トライアルコース助成金の支給額について、一人当たり月額四万円（三箇月目までの支給の間は月額八万円）（一人につき、六箇月までの支給に限る。）とするものとする。

- (二) 精神障害者等のうち、その障害の特性等により、一週間の所定労働時間を十時間以上二十時間未満として雇い入れられることを希望する者であつて、当該雇入れの日から起算して一年を経過する日までの間に一週間の所定労働時間を二十時間以上とすることを希望するものを試行的に雇用する事業主への障害者トライアルコース助成金の支給額について、一人当たり月額四万円（一人につき、十二箇月までの支給に限る。）とするものとする。

- (三) 建設労働者確保育成助成金の一部を若年・女性建設労働者トライアルコース助成金とすること。

四 人材確保等支援助成金制度の改正

- (一) 人事評価改善等助成金を廃止し、人材確保等支援助成コース助成金に統合すること。また、建設労働者確保等支援助成コース助成金に統合すること。

働者確保育成助成金の一部を建設分野雇用管理制度助成コース助成金、建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金及び建設分野作業員宿舍等設置助成コース助成金とすること。

(二) 職場定着支援助成金制度の改正

イ 職場定着支援助成金を人材確保等支援助成コース助成金とすること。

ロ 雇用管理制度の整備に係る助成の要件について、離職率に係る目標を達成した事業主であること及び適正な雇用管理を行っていることと認められる事業主であることを加え、当該助成の支給額を五十万円（生産性要件に該当する場合は、七十二万円）とすること。また、当該助成を受けた事業主が離職率に係る目標を達成した場合の助成については廃止すること。

ハ 人材確保等支援助成コース助成金に、雇用管理の改善に資する設備投資を行った事業主に対する助成を創設し、次のとおり支給するものとすること。

(イ) 雇用管理改善に資する制度及び設備投資に係る計画（以下「雇用管理改善計画」という。）について、都道府県労働局長の認定を受け、労働協約又は就業規則に定めるところにより、雇用管理制度の整備を行い、かつ、設備投資に要した費用が百七十五万円以上一千万円未満であり、雇用

管理改善計画の期間の初日から起算して一年を経過する日までの間において、事業所の雇用管理改善に資するものとして職業安定局長が定める要件を達成している中小企業事業主に対し、五十万円を支給するものとする。

(ロ)

(イ)の支給を受けた事業主が、雇用管理改善計画の期間の初日から起算して三年を経過する日までの間において、生産性要件及び雇用管理の改善に資するものとして職業安定局長が定める要件に該当する場合には、当該事業主に対して八十万円を支給するものとする。

(ハ)

雇用管理改善計画について、都道府県労働局長の認定を受け、労働協約又は就業規則に定めるところにより、雇用管理制度の整備を行い、かつ、設備投資に要した費用が二百四十万円以上である場合に、雇用管理改善計画の期間の初日から起算して一年を経過する日までの間において、事業所の労働生産性の向上及び雇用管理改善に資するものとして職業安定局長が定める要件に該当する事業主である場合は、次に掲げる区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額を支給するものとする。

(i)

設備投資に要した費用が二百四十万円以上五千万円未満の場合 五十万円

(ii) 設備投資に要した費用が五千万円以上一億円未満の場合 五十万円

(iii) 設備投資に要した費用が一億円以上の場合 百万円

(二) (ハ)の支給を受けた事業主が、雇用管理改善計画の期間の初日から起算して二年を経過する日までの間において、事業所の労働生産性の向上及び雇用管理の改善に資するものとして職業安定局長が定める要件に該当する事業主である場合は、次に掲げる区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額を支給するものとする。

(i) 設備投資に要した費用が二百四十万円以上五千万円未満の場合 五十万円

(ii) 設備投資に要した費用が五千万円以上一億円未満の場合 七十五万円

(iii) 設備投資に要した費用が一億円以上の場合 百五十万円

(ホ) (二)の支給を受けた事業主が、雇用管理改善計画の期間の初日から起算して三年を経過する日までの間において、事業所の労働生産性の向上及び雇用管理の改善に資するものとして職業安定局長が定める要件に該当する事業主である場合は、次に掲げる区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額を支給するものとする。

- (i) 設備投資に要した費用が二百四十万円以上五千万円未満の場合 八十万円
- (ii) 設備投資に要した費用が五千万円以上一億円未満の場合 百万円
- (iii) 設備投資に要した費用が一億円以上の場合 二百万円

五 障害者雇用促進等助成金の改正

- (一) 障害者雇用促進等助成金を障害者雇用安定助成金とし、障害者雇用安定助成金を障害者職場定着支援コース助成金、障害者職場適応援助コース助成金及び障害や傷病治療と仕事の両立支援コース助成金とし、中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金を中小企業障害者多数雇用施設設置等コース助成金とすること。

- (二) 障害者職場定着支援コース助成金について、その雇用する障害者（職場適応措置が初めて実施される日における年齢が四十五歳以上であつて、かつ、一般被保険者又は高年齢被保険者として十年以上雇用されている者に限る。）に対し、職場適応措置を実施し、当該職場適応措置に係る障害者を継続して雇用している場合に、五十万円（中小企業事業主にあつては、七十万円）を支給する措置を新たに設置すること。

(三) 障害者職場適応援助コース助成金について、精神障害者に対する支援を行う場合の助成額を次のとおりとすること。

イ 訪問型職場適応援助者が三時間以上の支援を実施した場合 一日当たり一万六千円

ロ 訪問型職場適応援助者が三時間未満の支援を実施した場合 一日当たり八千円

ハ 企業在籍型職場適応援助者による援助を実施した場合 援助を受けた者一人当たり月額九万円（短時間労働者の場合は、月額五万円）（中小企業事業主にあつては、月額十二万円（短時間労働者の場合は、月額六万円））

(四) 障害や傷病治療と仕事の両立支援コース助成金について、イ又はロに該当する事業主に対して、ハに掲げる額を支給するものとすること。

イ 障害・治療と仕事との両立支援計画（雇用する障害者又は反復継続して治療を行う必要がある傷病を負った労働者（障害者を除く。）の治療等と仕事との両立を支援するために事業主が講ずる措置等を記載した計画をいう。）を、都道府県労働局長に対して提出し、認定を受けること及び企業
在籍型職場適応援助者又は両立支援コーディネーターを新たに配置し、かつ、当該配置について、

事業所に掲示等の周知を行っていること等の要件に該当する事業主

ロ 次のいずれにも該当する事業主

(イ) 両立支援計画（反復継続して治療を行う必要がある傷病を負った労働者（障害者を除く。以下このロにおいて同じ。）に係る治療と仕事との両立を円滑にするための計画をいう。）を作成し、当該計画に基づく措置を講じたこと。

(ロ) 両立支援計画の期間の初日から六箇月を経過する日までの間において、当該計画に係る労働者を解雇した事業主以外の事業主であること。

(ハ) 両立支援コーディネーターを配置し、かつ、当該配置について、事業所に掲示等の周知を行っていること。

ハ 次に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ定める額

(イ) イに掲げる事業主であつて、企業在籍型職場適応援助者を配置したもの（このイの規定による支給を受けた事業主を除く。） 三十万円

(ロ) イに掲げる事業主であつて、両立支援コーディネーターを配置したもの（このロの規定による

支給を受けた事業主を除く。） 二十万円

(ハ) ロに掲げる事業主であつて、対象となる労働者が期間の定めのない労働契約を締結しているも

の（このハ）の規定による支給を受けた事業主を除く。） 二十万円

(ニ) ロに掲げる事業主であつて、対象となる労働者が期間の定めのある労働契約を締結しているも

の（このニ）の規定による支給を受けた事業主を除く。） 二十万円

六 生涯現役起業支援助成金制度の改正

生涯現役起業支援助成金に生産性要件を設定することとし、当該要件に該当する場合には、その助成額の総額に四分の一を乗じた額を別途支給するものとする。

七 人材開発支援助成金制度の改正

建設労働者確保育成助成金の一部を建設労働者認定訓練コース助成金及び建設労働者技能実習コース助成金とし、障害者職業能力開発助成金を障害者職業能力開発コース助成金とすること。

八 地域雇用開発助成金制度の改正

地域雇用開発コース奨励金の熊本県内に居住する求職者（雇入れに伴い熊本県内に住所又は居所の変

更が必要と認められる者を含む。）を雇い入れる事業主を対象とする暫定措置について、平成三十一年三月三十一日まで延長すること。

第二 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正

(一) 建設労働者確保育成助成金制度の改正

建設労働者確保育成助成金を若年・女性建設労働者トライアルコース助成金、建設分野雇用管理制度助成コース助成金、建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金、建設分野作業員宿舎等設置助成コース助成金、建設労働者認定訓練コース助成金及び建設労働者技能実習コース助成金とすること。

(二) 雇用する建設労働者に技能実習（建設労働者の技能の向上のための実習をいう。以下同じ。）を受講させた建設事業主並びに建設事業主団体及びその連合団体に対する支給額を、次のとおりとする。

イ 中小建設事業主（雇用保険の被保険者数が二十人以下のものに限る。）の場合 当該技能実習に要した経費の額の四分の三（生産性要件に該当する場合は、十分の九）に相当する額

ロ 中小建設事業主（イに規定する中小建設事業主以外のものであつて三十五歳未満の者に係る技能実習を行うものに限る。）の場合 当該技能実習に要した経費の額の十分の七（生産性要件に該当する場合は、二十分の十七）に相当する額

ハ 中小建設事業主（イに規定する中小建設事業主以外のものであつて三十五歳以上の者に係る技能実習を行うものに限る。）の場合 当該技能実習に要した経費の額の二十分の九（生産性要件に該当する場合は、五分の三）に相当する額

ニ 中小建設事業主団体及びその連合団体の場合 当該技能実習に要した経費の額の五分の四に相当する額

ホ 女性労働者に技能実習を受講させた建設事業主（中小建設事業主を除く。）の場合 当該技能実習に要した経費の額の五分の三（生産性要件に該当する場合は、四分の三）に相当する額

ヘ 女性労働者に技能実習を受講させた建設事業主団体及びその連合団体（ニに規定する中小建設事業主団体及びその連合団体を除く。）の場合 当該技能実習に要した経費の額の三分の二に相当する額

(三) 登録基幹技能者に係る賃金について、一定の額以上の額を増額する等の措置を講じた中小建設事業

主に対する支給額を、当該措置の対象となった登録基幹技能者一人につき、一年当たり六万六千五百円（生産性要件に該当する場合は、八万四千元）とすること。

第三 その他

一 この省令は、平成三十年四月一日から施行すること。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置等を定めること。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。